

IV 申立不受理

【事案IV-1】車両共済金請求

- ・ 平成 25 年 4 月 1 日 裁定不適合の通知

<事案の概要>

申立人は自動車共済の車両共済に加入しており、車両盗難の共済金請求をしたが、盗難立証がされていないとの理由により、共済金が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<不受理の理由>

共済団体から債務不存在確認請求事件として裁判所に訴訟提起されたことを受け、審査委員会小委員会での適格性審査の結果、本件は裁定手続規則第 16 条第 1 項第 4 号に規定する事由に該当することから、裁定の審議を行わないことを決定し、当事者宛てに通知した。